

御供田村土屋氏義休、出家して直心禪者なるもの拜請し來りて、現住隆玄法印に寄附すと云々。さて元祿年間種々靈驗ありたる事共をば數々條記載し、夢想の歌、濁りつるこゝろの水に月ありて

誰がまことより尋ねそめけん

又享保十一年に筆記せし咄隨筆に、寶永元年の説話を記載して、其頃養智院に地藏菩薩の流行し給ふ。諸願成就せずといふ事なし。と載せたり。そのかみ甚だ繁昌して、一時のはやり佛なりしかど、追々に衰微して、今は參詣人もなく、一門堂の名を呼べる人もなしといへり。

○長門町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、後傳馬町・長門町。と並べ載せたり。年譜に、享保十八年四月廿六日犀川川除町より出火、長門町等類焼す。とも見わたり。

○長門上地町

貞享二年の養智院由來書に、正保三年犀川長門上地に而寺地拜領すと載せたり。按ずるに、長門上地町は今云ふ長門町にて、正保の頃は長門上地町と呼びたりしを、後略

稱して長門町とは唱へたるものなるべし。舊傳に長門町は山崎長門の舊邸也といへり。

○山崎長門舊邸

舊傳に云ふ。山崎長門は元此の長門町の地に邸宅有りて、爰に居住し、中屋敷は修理谷の高にて、下屋敷は小立野石引町なり。然るを長門町の本邸をば召上げられ、中屋敷も用地と成るに依りて、石引町下屋敷内へ邸宅を移し、世々居住すといへり。按ずるに、三壺記に、寛永八年四月金澤火災の時、惣構の外（寺）の長九郎左衛門・山崎長門家類焼すとあるも、長門町なる本邸なるべし。惣構の外と載せたるにても知られけり。

○山崎長門下邸跡

一説に、長門町は山崎長門の舊邸地なりし頃は、下邸も此の地邊にありしを、後用地と成り、本邸・下邸共に小立野上石引町へ移轉を命ぜられしといへり。按ずるに、貞享二年の泉寺町常松寺由來書に、山崎閑齋當時建立に而、寛永十二年之夏迄山崎長門下屋敷の内（寺）に有之處、同年之秋寺屋敷御用地に相成被召上、泉野に而替地被下。とあり。右長門

下屋敷は則ち長門本邸の地邊にて、長門町の地繼きならんか。古定書に、

御家中下屋敷

壹萬七千石

一、四町二反半

山崎市正

右中納言様御説之並に、步割書付可遣旨、筑前様就御意如此候。以上。

亥九月廿三日

奥村河内守

篠原出羽守

横山山城守

淺野監物殿

西村右馬助殿

河原兵庫殿

石川茂平殿

野村五郎兵衛殿

右は慶長十六年也。按ずるに、此の時賜はりし下屋敷は、則ち長門町の地繼きなる地邊にて、常松寺も此の地内に建

立ありしかど、寛永十二年の秋用地と成り、寺地被召上と載せられたれば、此の時下邸を小立野へ移され、跡地は悉く町地と成りたりけん。おもふに、寛永十二年は十三年の誤りにて、火災後町地變換ありし時ならんか。

○周防町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、長門町・周防町。と並べ載せたり。又同裁許附に、十三間町の次に能登町といふも載せたり。今周防町・能登町の名は既に絶えたり。故に其の地何れの地か詳かならず。周防町・能登町の町名の起原如何なる由にて、呼びそめたるかも今詳かならず。

○鹽川町

此の町内に従前藩士鹽川氏數代居住せしゆゑに、町名に呼べり。鹽川氏の邸は、延寶の金澤園に、次に載せたる如く描けり。元祿六年の土帳に、鹽川安左衛門出大工町末火除右角。とあり。今右火除とある左右の兩町をば、共に鹽川町と呼べり。延寶の頃は兩町の中央火除地にて、兩側のみ邸地なりしかど、其の後火除地をも諸士の邸地に賜はりたり。故に兩町とも鹽川町とは呼べるなるべし。